

桜台小学校PTA若葉の会 会則

【名称及び所在地】

- 第 1 条 本会は『白井市立桜台小学校PTA若葉の会』と称し、事務所を白井市立桜台小学校（千葉県白井市桜台3丁目28番）に置きます。

【目的】

- 第 2 条 本会は白井市立桜台小学校（以下、桜台小学校）に携わる人が協力して、児童の幸せと健やかな成長を図ることを目的とします。

【方針】

- 第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って行動します。
- (1) 本会の活動は、児童のより良い教育環境を作ることに努め、豊かな心の育成を支援します。
 - (2) 会員の総意に基づいて運営すると共に、地域社会とも連携を図ります。
 - (3) 本会は、自主独立のものであって特定の政党・宗教・宗派にかたよらず、またネットワークマーケティングやマルチ商法などの営利的な行為を一切行いません。
 - (4) 本会は、直接学校の管理や人事に干渉しません。
 - (5) 活動への参加は自由であり保護者と教職員、それぞれの関わり方を尊重します。
 - (6) 本会の活動において、全ての子どもは平等に扱われ、子ども及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはなりません。

【活動】

- 第 4 条 本会は次の活動を行います。
- (1) 児童の成長を支援するための活動
 - (2) 会員が学校のことをよく知り、つながりが持てる活動
 - (3) その他、目的に沿う活動

【会員】

- 第 5 条 本会の会員は桜台小学校に在籍する児童の保護者（父母及びそれに代わる人）と教職員とします。
- (1) 入会意思確認（入会届、又は個人情報カードの提出）を行い、加入・非加入は個々の判断に委ねるものとします。
 - (2) 入会は世帯単位とし、入会意思確認（入会届、又は個人情報カードの提出）と会費の納入をもって入会とします。
 - (3) 卒業をもって自動退会とし、転出等による途中退会は書面で申し出ることとします。
 - (4) 会員は、すべて平等の権利と会費納入の義務を有し、議決権は、一世帯一単位とします。
 - (5) 会員は、印旛郡市PTA連絡協議会（通称：郡P）と白井市PTA連絡協議会（通称：市P。下記にて通称使用）の会員となります。

【事務局】

- 第 6 条 本会の事務局に次の係を置きます。（以下、特定の係に拘らず、事務局にて運営に携わる者を事務局員と称します）

- (1) 連絡係 (保護者 1 名以上・教職員 1 名)
- (2) 渉外係 (保護者 1 名以上)
- (3) 会計係 (保護者 1 名以上・教職員 1 名)

本会の運営を円滑に行うにあたり、必要に応じて事務局員を増員することができます。

【事務局員の任期】

第 7 条 事務局員の任期は 1 年（その年度の総会承認から次年度の総会承認まで）とし、再任は妨げません。

【事務局員の任務】

第 8 条 事務局員は次の任務をそれぞれの適正に応じて役割を担い、運営上の諸問題を協議します。また、相互に補完し合いながら本会の運営を円滑に行います。

- (1) 連絡係は、本会を代表し会務を総括します。
- (2) 連絡係は、必要に応じて各会議を招集し、議事を記録して会員に知らせます。また、一切の書類を 7 年間保管します。
- (3) 渉外係は、「会長会議」や「子ども 110 番」などの外部会議に出席し、本会の会員・保護者に情報の周知を図ります。
- (4) 会計係は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監査を経て総会で決算報告をします。
- (5) 総会で決定された事項を実行します。緊急事項はその都度協議決定処理し、事後の総会に報告して承認を得ます。
- (6) 総会に先立ち、活動計画・予算案と活動報告・決算報告等を検討して総会に提出します。
- (7) 「登校指導」や「下校見守り」などの安全・校外活動や「こども 110 番」にかかわる活動の運営を行います。
- (8) 学校からの要請に応じ、行事ボランティアの募集などを行います。
- (9) 各サークルの活動内容の周知を図り、適切な運営に助力します。
- (10) 事務局員は、会計監査係を兼ねることは出来ません。

【会計監査係】

第 9 条 本会の経理を監査するために、会計監査係を 2 名以上置きます。

- (1) 会計監査係は、総会で年度末決算監査の報告をします。
- (2) 必要に応じて随時会計の監査をします。
- (3) 任務は 1 年（その年度の総会承認から次年度の総会承認まで）として再任は認めません。

【事務局員及び会計監査係の選出】

第 10 条 事務局員及び会計監査係は次の方法で選任します。

- (1) 事務局員及び会計監査係は会員から希望者を募り、総会で承認を得ます。
- (2) 事務局員の係に欠員を生じた場合は会員間相互にて協力をします。

【顧問】

第 11 条 本会に、前年度事務局員を顧問（相談役）として置くことができます。顧問は事務局の推薦により、連絡係が委嘱します。

【機関】

第 12 条 本会に次の機関を置くことができます。

(1) 総 会

【総会】

第 13 条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関とします。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度当初に開催し、臨時総会は事務局にて必要と認めた時、又は会員の5分の1以上から要求があったときに開催します。
- (2) 総会は、対面による開催のほか、書面による開催も可能とします。
- (3) 総会は、連絡係が招集し、以下の事を審議・議決承認します。
 - ① 年度活動報告・決算報告
 - ② 新年度活動計画案・予算案
 - ③ 事務局員・会計監査係の承認
 - ④ 会則の改正・変更
 - ⑤ その他必要事項
- (4) 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数で決定します。但し、会則改正については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。
- (5) 総会の議長及び書記などはその都度会員より募集します。

【イベント係】

第 14 条 希望する会員からの要請及び事務局からの募集等に応じて、イベント係を設置することができます。

【会計】

第 15 条 本会の経費は会費とその他の収入をもって充てます。

- (1) 会費は、1世帯につき月額300円とし、12ヵ月分を年度始めに一括して集金します。但し、特別の事情があるときはこの定めによりません。
- (2) 途中退会時の返金を行わないものとします。また、新年度総会開催前までに退会の申し出が事務局に受理された場合には、新年度の徴収を行いません。
- (3) 中途転入する会員の会費は、前記に準じてその月割り分を納入します。
- (4) 転出する会員は、転出する日迄に事務局に申し出ることにより、既に納入した会費の月割り分の返金を受けることが出来ます。
- (5) その他、会費納入に関して特殊な場合は事務局で協議決定します。
- (6) 予備費の使用に関しては事務局で協議し、総会での審議・議決承認を持って行います。但し予備費の2割以上使用したい場合に限りです。
- (7) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

【慶弔規定】

第 16 条 本会に次の慶弔規定を置きます。尚、返礼は受けません。

- (1) 慶弔に関する金額は、次の通りとします。

児童及び会員の死亡	弔慰金 5,000 円
-----------	-------------
- (2) その他、慶弔金の必要が生じた場合、事務局で協議決定します。

【渉外規定】

第 17 条 本会に次の渉外規定を置きます。

- (1) 桜台小学校 PTA 保護者代表として参加した会議、研修、イベント手伝い等(以下、渉外活動)に要した参加費については実費を支給します。支給に関しては領収書を会計係に提出します。

- (2) 渉外活動に参加した場合、1 活動につき 500 円を支給します。
- (3) 渉外活動に参加した場合、交通費を支給します。但し桜台小学校区内は支給しません。支給は申告に基づいて行います。
- (4) その他、特殊な場合は事務局で協議決定します。

【個人情報保護】

第 18 条 個人情報の管理については以下の通りとします。

- (1) 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、活動において個人情報の保護に努めます。
- (2) 集約した（個人情報カードなどの）個人情報は適切な状態で保管し、不要な持ち出しは禁止します。
- (3) 集約した個人情報の保管期間は、児童の卒業時の年度末までとし、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。
- (4) 会員から閲覧の申請があった際には、本人の情報のみ開示を行います。
- (5) 集約した個人情報については、会員名簿を作成し PTA 会費の徴収に伴う学校への業務委託、また、非常事態の際には学校と協議の上、保有する情報を共有します。

【サークル規定】

第 19 条 本会に次のサークル規定を置きます。

- (1) 新規にサークルを発足する場合は、趣旨、おおよその活動内容、及びサークルの代表者を事務局に報告し、承認を得るものとします。
- (2) サークルの代表者は、本校に在籍する児童の保護者とします。
- (3) サークル活動費は、より多くの会員の参加と活動内容の充実を目指し、上限を 30,000 円とし、活動内容を考慮し決定します。総会資料に活動内容を掲載し、年度末に決算報告書を提出します。
- (4) 活動において学校及び PTA 活動に迷惑をかける行為をした場合は、活動を停止する場合があります。

会則改定記録簿

この会則は、平成 9 年 3 月 1 日から施行
この会則は、平成 17 年 4 月 27 日に一部改正施行
この会則は、平成 19 年 4 月 25 日に一部改正施行
この会則は、平成 20 年 4 月 25 日に一部改正施行
この会則は、平成 24 年 4 月 24 日に一部改正施行
この会則は、平成 27 年 4 月 21 日に一部改正施行
この会則は、平成 28 年 4 月 19 日に一部改正施行
この会則は、平成 30 年 4 月 17 日に一部改正施行
この会則は、平成 31 年 4 月 16 日に一部改正施行
この会則は、令和 3 年 4 月 22 日に一部改正施行
この会則は、令和 4 年 5 月 7 日に一部改定施行
この会則は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改定施行